

**建設キャリアアップシステム ニュース 第22号**

紙面刷新第2号

東京土建一般労働組合 CCUS対策担当発

**第3回建設キャリアアップシステム対策委員会を開催!****「認定登録機関」の振興基金HP公表1月16日、本部、  
港・練馬・西多摩・西東京支部! そのあと公表支部も****本部CCUS対策委員会を開催****①今後の『5年間』がキーワード**

12月19日、CCUS対策委員会を開催。①5年間ですべての技能者・事業者の登録をめざす、②技能評価、見える化を5年間で開始、③ベテランの経験を5年間は事業所証明等で許容、④働き方改革(他産業、設計等建設サービ関連は2019年4月適用)、5年間猶予ののち建設業も実施という4つの側面からみて、『5年間』がキーワードであると確認しました。

今後の5年間で建設産業におけるCCUSの存在意義がはかり知れない影響力を持つこととなる、と報告がありました。

**②支部支援策等を検討**

東京土建のCCUS対策委員会では、CCUSの2019年度普及策として、支部学習会補助、若年技能者の登録料援助、支部人件費支援について検討しています。

**③振興基金が東京土建窓口を公表**

CCUS認定登録機関として、建設業振興基金ホームページで東京土建の窓口を次の日程で公表することを確認しました。

2019年1月16日(水)

本部、港・練馬・西多摩・西東京支部

2月1日(金) 足立支部

4月1日(月) 江戸川・調布支部

5月1日(水) 江東支部(連休中の対応は後日相談します)

今後も窓口開設申請のあった支部を随時公表します。全支部の登録窓口設置に向けて準備をすすめてまいります。

**「現場登録」説明会参加受付中**

4月1日のCCUS本運用(現場・契約情報登録、施工体制登録、就業履歴蓄積)を前にした1月からの限定運用の検証も踏まえ、2~3月に全国9ブロックで、①建設業振興基金による「現場登録」の進め方、現場の利用方法、民間システムとの連携、カードリーダーの設置等の解説、②国交省による、CCUS情報を活用した政策展開「技能者の能力評価」「専門工事企業の施工能力等の見える化」説明会が開催されます。

東京会場(関東甲信越ブロック)は予定した2回(2/20、3/4)が満員となり、3回目が追加設定されました。多数の参加をお願いします(無料)。

**<東京会場(第3回)説明会追加開催>**

[日時]3月19日(火)午後1時30分

受付開始~4時15分終了

[場所]星稷会館(地下鉄永田町駅3分)

[申込方法]振興基金HPの記事12月26日の「受付フォーム」より申込み。

**先行する4支部、準備中****①練馬支部**

個人事業主の登録を1件行ったが、システムの不具合が発生し途中で止まっている状況。振興基金のマニュアルでは詳細を把握しにくく苦勞し、12月26日には本部林書記が支援に行きました。仲間には事業者⇒技能者の順で登録を呼びかけることが大事だとしています。今後は、不具合が解決され次第、事業主と従業員との技能者登録と、法人3件も登録する予

定です。

## ②西東京支部

11月14日の支部説明会に大成建設の一次事業所の方が参加。若い従業員が多いためネット申請で対応し、困ったときには組合に相談することとなった。書記局は責任者のもと8人応対をめざし、責任者不在でも対応できるよう専任者を定める予定です。年内は登録相談がな

いので、その間に操作方法に精通しています。

## ③港支部

まだ、登録の動きがないとのこと。役員の年齢層が高く、登録の理解が課題のようです。組合外の問い合わせがあり説明したが、インターネット登録をすることとなりました。

第72回本部大会議案では、技能評価などCCUSのキーワード『5年間』の4つの側面を示します！

## 事業者・技能者の登録申請書、健康保険記載は要注意！

### 「事業者情報登録申請書」の協会健保「適用除外」の留意点

#### 4保険の「適用除外」は色々ある

登録申請書の社保等記入欄はどこの被用者保険に加入しているかを基準に記入します。事業所や組合員の状況により書き方が大きく異なります。裏付け書類はすべてコピー、A4サイズにします。今回は、**法人で「けんぽ適用除外」のケース**の留意点を中心に記載し、個人事業所など次号以降掲載していきます。

#### (1)健康保険、年金保険

事業所が、**土建国保加入で協会健保適用除外**の承認を受けている場合、

##### ①健康保険の「加入状況」は三択

「適用除外」のみに、「理由コード」は『001』（コード表30頁）、「整理番号」「事業所番号」は**未記載**（土建国保には該当なし）。

「保険組合の種類」は「国保組合」に、「国保組合の名称」を『東京土建国国民健康保険組合』と記載します。

裏付け書類として、「健康保険被保険者適用除外承認証」などの**適用除外をしている証明**と、**土建国保に加入している証明**（年金事務所の印があること）として、社長などの「土建国保証（会社名記載）」のコピーの2種類を添付します。

##### ②年金保険の加入状況の記載

「有」にし、「事業所整理番号」「事業所番号」は「健康保険厚生年金保険納入告知書納付書領収証書」等に**記載されている番号を転記**し、裏付け書類としてコピーを添付します。

「無」にの場合はコード表30頁の番号を記載します。

#### (2)協会健保

協会健保の適用事業所の場合、i) **健康保**

険も、ii) **年金保険**も「加入状況」は「有」に、「健康保険厚生年金保険納入告知書納付書領収証書」などの記載番号を転記し、コピーを添付します。

「保険組合の種類」「名称」については、協会健保なので未記載となります。

協会健保と適用除外による土建国保の**両方の適用事業所（二元適用）**の場合は、認知度を高めるため、協会健保適用除外を選択するようにすすめますが、事業所の希望によっては協会健保適用とすることも可能です。

##### ○個人事業所

1人でも常用労働者がいれば法人は適用が義務です。個人事業所でも**協会健保の適用は可能**ですし、**5人以上では加入は義務**となるため、従業員5人未満と5人以上で健保・年金保険の記入の仕方が個別事情で異なり、「加入状況」の判断は「有」「無」「適用除外」の3パターンがあり、注意が必要です。

#### (3)労災保険 詳しくは次号以降

いわゆる1人社長法人（従業員なし）は現場作業をするなど、一人親方と判断される場合が多いですが、CCUS登録申請書の1ページの「法人・個人区分」で「**法人**」にした場合は、「**一人親方**」のは空白にします。

#### (4)雇用保険

1人でも従業員がいれば事業主に法人個人を問わず適用が義務で、「**加入状況**」を「有」に、裏付け書類を添付。従業員無しや高齢者や労働時間により加入しないときは「適用除外」に、対応コードを記載（コード表30ページ）。事業所の状況で記載方法が異なるので会社の雇用状況の把握を的確にしましょう。

